

## 大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大口町内において、工場等の新設若しくは増設又は償却資産の取得を行う事業者に対し奨励措置を講ずることにより、企業立地の安定かつ促進を図り、もって本町の産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 物品の製造（物品の加工及び修理並びに製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。）の用に供する施設及び研究開発の用に供する施設並びにこれらに附帯する施設をいう。
- (2) 新設 大口町都市計画マスタープランで定める工業地域及び町の将来土地構想で定める工業ゾーン（以下「指定区域」という。）内に工場等を有しない者が指定区域内に工場等を建設すること又は指定区域内に工場等を有している者が既存の工場等の敷地内若しくはこれに隣接する土地以外の指定区域内に工場等を建設することをいう。
- (3) 増設 大口町内において既存の工場等の敷地内若しくはこれに隣接する土地に工場等を建設すること又は大口町内の指定区域外に工場等を建設することをいう。
- (4) 事業者 営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人をいう。
- (5) 小規模企業者 この要綱による事業認定を申請する日（以下「認定申請日」という。）において、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (6) 中小企業者 認定申請日において中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（前号の小規模企業者を除く。）をいう。
- (7) 大企業者 前2号に該当しない事業者をいう。

(8) 取得償却資産 事業者がその年の1月2日から翌年の1月1日までの1年間に取得した固定資産税の対象となる償却資産（一品の償却資産の取得価格が、中小企業基本法第2条第1項で区分する製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業者にあつては100万円以上、卸売業、小売業及びサービス業に属する事業者にあつては30万円以上のものとする。）で、大口町内の事業所において事業の用に供するものをいう。

(9) 固定資産税相当額 地方税法（昭和25年法律第226号）及び大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の規定により、新設若しくは増設に係る取得した土地、家屋又は取得償却資産に対して町が課する固定資産税に相当する額（当該固定資産の賦課基準となる当該年度の課税標準額に、大口町税条例第58条で定める固定資産税の税率を乗じて得た額。ただし、その算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。）をいう。

(10) 町税 大口町税条例第3条各号に規定する税目をいう。

（奨励措置）

第3条 町長は要綱の目的を達成するため、次の各号に掲げる奨励金を交付するものとする。

- (1) 工場等新設奨励金
- (2) 工場等増設奨励金
- (3) 償却資産取得奨励金

（奨励措置の対象者及び奨励金の額等）

第4条 前条各号に定める奨励措置の交付対象者、奨励金の額等は別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励措置の交付対象者としなない。

(1) 大口町内企業再投資促進補助金交付要綱（平成24年大口町告示第102号）による申請と、この要綱に係る申請の家屋及び償却資産が同一のものであるとき。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第1

2 2号) 第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供されるものであるとき。

(3) 事業者が大口町暴力団排除条例(平成24年大口町条例第13号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有している者であるとき。

(4) 事業者の町税に滞納があるとき。

(5) 奨励措置に係る事業の施行に際し、法令等の許認可等が得られていないとき。

2 奨励金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(事業の認定)

第5条 第3条各号に規定する奨励措置を受けようとする事業者は、あらかじめ行おうとする事業について町長の認定を受けなければならない。

(認定申請等)

第6条 前条の認定を受けようとする者は、当該奨励措置に係る事業に着手する日の30日前までに、大口町企業立地促進事業認定申請書(様式第1)を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により認定の決定をしたときは大口町企業立地促進事業認定通知書(様式第2)により、不認定の決定をしたときは大口町企業立地促進事業不認定通知書(様式第3)により、認定の申請をした者に通知するものとする。

(認定内容の変更等)

第7条 前条第2項の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、同条第1項の認定申請の内容に変更があるときは、町長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認を受けようとする認定事業者は、大口町企業立地促進事業認定内容変更等申請書(様式第4)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大口町企業立地促進事業認定内容変更等承認通知書（様式第5）により当該認定事業者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 認定した事業内容等に著しい変更があったとき。
- (2) 大口町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有している者であると判明したとき。
- (3) 町税を滞納したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (5) 法令又はこの要綱の規定による条件に違反したとき。
- (6) 著しく信用を失墜する等町との信頼関係を損なう行為を行ったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が奨励金を交付することが不適切であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、大口町企業立地促進事業認定取消通知書（様式第6）により当該認定事業者に通知するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第9条 認定事業者は、奨励金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（権利の承継）

第10条 前条の規定にかかわらず、認定事業者に相続、譲渡、合併、分割等による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に奨励事業を承継し、かつ、当該奨励事業が継続して行われる場合に限り、当該奨励事業を承継する者は、町長の承認を受け、当該認定事業者の権利を承継することができる。

（奨励金の交付申請）

第11条 奨励金の交付を受けようとする認定事業者は、大口町企業立地促進事業奨励金交付申請書（様式第7）に町長が必要と認める書類を添えて提出しなけ

ればならない。

- 2 奨励金の交付申請は、奨励金の対象となる工場等又は取得償却資産に賦課される各年度の固定資産税の全部を納税した日から起算して60日又は当該各年度の3月20日までのいずれか早い期日までとする。ただし、これにより難い場合にあつては、町長が認める日までとする。

(交付決定)

第12条 町長は、前条の規定による交付申請があつたときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、大口町企業立地促進事業奨励金交付決定通知書(様式第8。以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 町費補助金等の予算執行に関する規則(昭和53年大口町規則第3号。以下「規則」という。)第10条の規定による実績報告は、第11条第1項の規定による交付申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

(奨励金の交付)

第14条 奨励金の交付決定を受けた認定事業者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定通知書を受け取った日以後、速やかに請求書(様式第9)を提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 町長は、規則第11条第1項の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定を取消し、交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第8条第1項第2号から第6号までの規定に該当するとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が奨励金を交付することが不適切であると認めたとき。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、第3条各号の奨励措置に該当する工場等及び取得償却資産（以下「取得資産」という。）には、大口町が交付する大口町企業立地促進事業確認証（様式第10）を貼付表示し適正な管理を行わなければならない。

2 補助事業者は、取得資産を、町長の承認を受けずに奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、当該取得資産を取得後、5年を経過した場合はこの限りでない。

（報告）

第17条 補助事業者は、取得資産について、取得資産台帳を備え管理し、取得資産の取得後5年間は、毎年3月末までに取得資産台帳を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定するもののほか、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、当該事業者に対して必要な報告を求めることができる。

（その他必要事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成25年8月29日 大口町告示第99号）

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 第3条各号に規定する奨励金を受けようとする事業者が、平成25年10月1日から平成25年11月30日の間に事業に着手する場合における第6条第1項の適用については、「当該奨励措置に係る事業に着手する日の30日前まで」とあるのは「平成25年10月31日まで」とする。

附 則（平成29年12月21日 大口町告示第100号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 大口町告示第38号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日 大口町告示第103号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱の規定は、こ

の要綱の施行の日以後に奨励措置に係る事業の認定を受けた事業者について適用し、同日前に奨励措置に係る事業の認定を受けた事業者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第49号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 奨励金の種類    | 交付対象者   | 奨励金の額   | 限度額     |
|-----------|---|---|---------|
| 工場等新設奨励金  | 町内において次の延床面積以上の工場等の建設を行う事業者。延床面積の算定に当たっては、その年の1月2日から翌年1月1日までに取得した工場等の合計の面積をいう。<br>(1) 小規模企業者及び中小企業者<br>500平方メートル<br>(2) 大企業者<br>1,000平方メートル | 当該工場等の建設のために着手前3年以内を取得した土地及び新設する工場等に課される3年度分の固定資産税相当額 | 1億円     |
| 工場等増設奨励金  | 町内において次の延床面積以上の工場等の建設を行う事業者。延床面積の算定に当たっては、その年の1月2日から翌年1月1日までに取得した工場等の合計の面積をいう。<br>(1) 小規模企業者及び中小企業者<br>500平方メートル<br>(2) 大企業者<br>1,000平方メートル | 増設する工場等に課される2年度分の固定資産税相当額                             | 1億円     |
| 償却資産取得奨励金 | 取得償却資産の総額が次の金額以上の事業者<br>製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業者<br>(1) 小規模企業者<br>1,000万円   | 当該償却資産に課される初年度分の固定資産税相当額<br>ただし、大企業者においては、            | 2,000万円 |



|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  | <p>(2) 中小企業者<br/>5,000万円</p> <p>(3) 大企業者<br/>10億円</p> <p>卸売業、小売業及びサービス業に属する事業者</p> <p>(1) 小規模企業者<br/>300万円</p> <p>(2) 中小企業者<br/>1,500万円</p> <p>(3) 大企業者<br/>3億円</p> | <p>当該償却資産に課される初年度分の固定資産税相当額の2分の1の額とする。</p> |  |
|--|---|--|--|

※延床面積の算定において、工場等が倉庫、事務所、福利厚生施設、研修施設等の奨励金の対象とならない用途を含む複合施設である場合は、工場等の用途を占める割合が複合施設の2分の1を超える施設については、その施設の延床面積を工場等の延床面積とする。

※工場等新設奨励金における土地に対する奨励金は、工場等の建設により家屋として固定資産税が課税される年度から奨励措置の対象とするものとする。

様式第1（第6条関係）

大口町企業立地促進事業認定申請書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

担当者（職・氏名）

連絡先

大口町企業立地促進事業の事業認定を受けたいので、大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 奨励金の名称

2 事業の概要

別紙、事業計画書のとおり

（添付書類）

①法人の場合は、登記事項証明書、定款及び決算書（2事業年度分）

②個人の場合は、事業活動を証する書類及び確定申告書の写し（2事業年度分）

(工場等の新設又は増設)

## 事業計画書

### 1 会社等の概要 (申請日現在)

- (1) 資本金 円
- (2) 常時使用する従業員の数 人
- (3) 業種 (日本標準産業分類による小分類)

### 2 新設又は増設する建築物の概要

- (1) 立地場所
- (2) 立地形態 ①工場 ②研究開発施設
- (3) 建築概要等
- ①構造
- ②建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- ③延床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

※ 図面 (位置図 (1/2500)、公図、平面図、建築図面等を添付のこと)

3 工事着手日 年 月 日

4 工事完了日 年 月 日 (予定)

5 建築費用 (概算) 円

6 工場等の概要 (製造又は研究する製品の内容等)

7 他の補助の有無 ① 有 ② 無

※有の場合は、補助の名称等

(償却資産の取得)

## 事業計画書

### 1 会社等の概要 (申請日現在)

- (1) 資本金 円
- (2) 常時使用する従業員の数 人
- (3) 業種 (日本標準産業分類による小分類)

### 2 取得する償却資産

- (1) 総額 円
- (2) 内訳明細

| 種類 | 名称等 | 数量 | 取得年月 | 取得価額 | 耐用年数 | 予定購入先 |
|----|-----|----|------|------|------|-------|
|    |     |    | 年 月  |      | 年    |       |
|    |     |    | 年 月  |      | 年    |       |
|    |     |    | 年 月  |      | 年    |       |
|    |     |    | 年 月  |      | 年    |       |
|    |     |    | 年 月  |      | 年    |       |
|    | 合 計 |    |      |      |      |       |

(注1) その年の1月2日から翌年1月1日までの1年間に取得する固定資産税の対象となる償却資産 (一品の償却資産の取得価格が、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業者にあつては100万円以上、卸売業、小売業及びサービス業に属する事業者にあつては30万円以上のものとする。) を記入すること。

(注2) 資産の種類は、①構築物、②機械及び装置、③船舶、④航空機、⑤車両及び運搬具 (自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く)、⑥工具・器具及び備品、の中から選択すること。

(注3) 記入欄が不足する場合は別紙で作成すること。

- 3 他の補助の有無 ① 有 ② 無

※有の場合は、補助の名称等

様式第2（第6条関係）

大口町企業立地促進事業認定通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで申請のありました大口町企業立地促進事業の認定申請については、下記のとおり認定しましたので、大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

なお、本書は奨励措置に係る事業を認定するものであり、奨励金の交付を決定するものではありません。

記

- 1 認定日 年 月 日
- 2 新設又は増設する工場等の概要
  - (1) 立地場所
  - (2) 立地形態
  - (3) 建築概要等
- 3 取得する償却資産
- 4 条件

(備考)

事業認定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱第7条第2項の手続きを行ってください。

様式第3（第6条関係）

大口町企業立地促進事業不認定通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで申請のありました大口町企業立地促進事業の認定申請については、下記の理由により認定しないことを決定しましたので、大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

理 由

様式第4（第7条関係）

大口町企業立地促進事業認定内容変更等申請書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

担当者（職・氏名）

連絡先

年 月 日付け 第 号で通知のありました大口町企業立地促進事業の事業認定の内容について、大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱第7条第2項の規定により変更等の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前
- 2 変更後
- 3 変更等の理由

※変更の前後が分かる資料等を添付すること

様式第 5 (第 7 条関係)

大口町企業立地促進事業認定内容変更等承認通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで申請のありました認定内容の変更等については、  
大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により承認します。



様式第6（第8条関係）

大口町企業立地促進事業認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付け 第 号で通知した大口町企業立地促進事業の事業認定については、大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり取り消します。

記

- 1 認定日 年 月 日
- 2 取消理由

様式第7（第11条関係）

大口町企業立地促進事業奨励金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名  
担当者（職・氏名）  
連絡先

大口町企業立地促進事業奨励金の交付を受けたいので、大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 奨励金交付申請額 金 円

2 新設又は増設した工場等の概要

(1) 立地場所

(2) 建築年月日

(3) 建築概要等

① 構造及び用途

② 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

③ 延床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

3 取得した償却資産の明細

別紙明細書のとおり

(添付書類)

①建築概要等が分かる図面

位置図、敷地図、家屋の配置図及び建築図（平面図及び立面図）

②建築基準法の規定による検査済証の写し

③取得償却資産の明細

償却資産の名称、数量、取得年月、取得価格、耐用年数、購入先が分かるもの

④当該年度の固定資産税の課税明細書

⑤当該年度の固定資産税の全部を納税したことが確認できるもの（納税証明書、領収書の写し又は金融機関振込明細書等支払いを証する書類）

⑥納税状況の確認及び固定資産台帳等の課税帳票類の閲覧に関する同意書

⑦その他町長が必要と認める書類

※複数年にわたって交付申請をする場合は、次年度以降、上記①及び②の添付書類は省略できるものとする。

様式第 8 (第 1 2 条関係)

大口町企業立地促進事業奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで申請のありました大口町企業立地促進事業奨励金の交付申請については、下記のとおり決定したので、大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

1 奨励金交付決定額 金 円

様式第9（第14条関係）

請 求 書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名  
担当者（職・氏名）  
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた大口町企業立地促進事業奨励金について、大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 補助金の振込先

| 金融機関名                | 預金種類                 | 口座番号 | フリガナ<br>口座名義 |
|----------------------|----------------------|------|--------------|
| 銀行<br>信用金庫<br>農業協同組合 | 本店<br>支店<br>普通<br>当座 |      |              |